

第5回松阪市子ども発達総合支援施設運営あり方等検討委員会 議事録

日時:平成27年2月12日(木)午後2時00分～3時05分

場所:松阪市議会 第3・第4委員会室

出席者:上田美菜、亀井美香、谷口理恵、松本亜由美、八田久子、野田倫子、
佐藤祐司、世古佳清、北川恵一

欠席者:山下亨、安田尚樹、中川義文、堤康雄、中出繁、山敷敬純

事務局:南野忠夫、中田順也、西嶋秀喜、青木覚司、林徹、梶辰輔、

傍聴者:なし

【事項内容】

1. あいさつ

2. 会議の公開について

3. 議 事

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)[再修正案]についての説明

4. その他

(1) 次回検討委員会の日程について

日時:平成27年 4月 日(木) 13時30分～15時30分(予定)

場所:松阪市役所

【検討事項】

○議事

(1) 松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針(ガイドライン)[再修正案]についての説明

委員長:皆さん、改めましてこんにちは。このあり方検討委員会も本日で回を数えて5回目ということになります。お手元の事項書をご覧になりますとおわかりになると思いますが、議事は一つです。一番大事な運営に関する基本指針の取りまとめの段階になります。後々オープンした後に適切に見直しをされるわけですが、基本的に28年のオープンはこのガイドラインに従って進められるという事になります。非常に鍵になるものかと思えます。本日は前回(第4回)での議論の修正案が報告されるという事で、取りまとめに向けた審議をよろしくお願い致します。

では、お手元の事項書に従って進めてまいります。3、の(1)松阪市子ども発達総合支援施設運営に関する基本指針[再修正案]になりますが、まずはご審議

を願いたいと思います。事前に【再修正案】という資料と対応表(資料2)をお送りされてあったかと思えます。こちら二つの資料をご覧になりながらお聞きいただきたいと思えます。まず、再修正案について事務局よろしくお願い致します。

《事務局より概要説明》

委員長：修正案につきましては今説明がありましたとおりでですが、〇〇委員とか〇〇委員とかから出されました職員の配置の問題ですが、これはお二人に限らず他のご発言をいただいた委員の方々からも異口同音のお話がありました。これについては細かくは反映されておりません。従来そのままです。つまり、事務局或いはこの施設に関わる方々の良心を信頼して適切な人員配置をしていただけるであろうということ、特には修正がなされていないわけですが、その他の部分につきましては、今お話がありましたように適宜修正がなされていると思えます。内容と表現につきましては、これは入れておくべきであろうとか、これは差しさわりがあるのではなかろうかとかといったご意見もあろうかとおもいます。質問或いはご意見をいただきたいと思えます。委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：前回玉城わかばの保護者の方からのご意見がありましたが、もう一度しっかりと発言してほしいという意見があったということが一点あります。それから、〇〇委員も言われていましたが、児童発達支援で母子通園ということが他とは違うとありましたが、民間の療育施設とは違うここ独自のものだと思います。母子通園で私たち助かったことが沢山ありましたので、児童福祉法と重ねるのもあれなのですが、「家族等に対する介助負担軽減のための介助技術提供」という内容の表現、これはこれでいいのかということ、確か〇〇委員からも言われていたと思えますが、放課後等デイサービスもありますが、もっと突っ込んで、保護者が助かった部分もありますし成長させてもらった部分もありますし、どうやって子どもを育てたらいいのかということのよりどころになったところがたくさんありますので、それをもうちょっと表現として、就学前の良好な母子関係とか、幾つかの言葉がすごく大事だと思います。それがざらりと「介助負担軽減のための介助技術提供」だけの表現で終わって、はたしていいのかなと思えます。これからこの子を育てて学校にいった後、成長して学校を卒業したらもう一度自分の所に帰ってくる、地域で生活していける子どもに育てる、いうなれば覚悟というものとかも全部この時期に葛藤しながら私たち掴んできました。私たちは親として大変、大変だったので、その表現がこれだとちょっと寂しいというか、伝わらないという思いがあります。育てても

いないという失礼ですが、それもあると思います。ここの施設でないと出来ない事(母子関係)、民間ではむしろ離れていきます。療育だけで帰っていきま
すので、ここでしかできないのです。松阪市の療育センターでしかできないこ
とだと思いますので、ここの表現はどうかと思います。ここをしっかりとス
タッフの方にもわかっていただきたいと思います。

委員長:〇〇委員からP2の(2)児童発達支援事業に関してご意見がありました。
言及のありました、2のウにつきましては、前々回の議論を基に前回加えられ
た、或いは修正されました項目であります。今回はウに関しましては従来
のまま、その代わりに(2)の児童発達支援の精神の部分で、下線のような修正が
追加されました。これに関して、ウがそのまま(前回から項目としては触られ
ていない)という事、及びこういった精神をこの施設において実際に業務にあ
たられる方々への周知徹底といたしまししょうか、そういう風な部分が全体として
読み取れないというご意見であったかと思えます。これに関しまして、難しい
ところとは思いますが事務局いかがでしょうか。

事務局:まず母子通園(親子通園)については、5留意事項のアで「通所形態は、
基本的に親子通園とする」という文言を入れております。そこらへんで出来る
かなという考えがひとつあります。それからもうひとつは、今言われました、
一番重要な親子関係を構築する期間であって、かつ親としての巣立ちの期間で
もあるということです。言葉では簡単に言いましたが大変な内容です。そうい
った意味で、それをこの中でどうやってはめ込むかということになります。言
葉は大変難しいです。今思ったのは、例えばP2の2療育内容のウですが、介
助技術提供と子育て相談支援を追加する。これで賄えるのかということ、弱い
のですが、かといって明確に親育てというのもない部分だと思います。か
といって生活支援相談と入れてしまうと、求められている内容からは少し薄い
ような気がします。正直申しまして記述に大変苦勞いたします。内容は良くわ
かりますが、字に表すとなかなか難しい。あえて言うのであれば、そういう風
にして、追記で留意点としてエの項目を起こして入れるかということ。文
面は後日という形になります。

委員長:こういったガイドラインや計画を立てる時に、ガイドラインですから
これだけはやってくださいねという事を、全部記述的に書いてしまうと逆にそ
れに縛られてしまうということがあります。ガイドラインに絶対にこれだけは
守って欲しいという意味合いを持たせてしまうと逆にそこに書いてあること
しかしないという事も間々あるように思います。あくまでも性善説に立った話
ですが、将来的に(この施設がオープンした後に)施設で子ども達をよりよくし
ていこうというのは、ガイドラインではなく施設の方々です。その方々により
よくしていこうという気持ちがないと、いくらガイドラインで決めても回るも

のも回らないということになります。そういった時に、〇〇委員達が大丈夫かなと思われる気持ちは私もよくわかりますが、ある程度ざっくりした形の方が、がちがちに縛らない表現の方が、むしろ後々にここが足りない、例えば介助技術、技術の提供ということに止まらずにもっとこんな事をやらなければならないといった時に、自発的な職員の向上心を刺激するような機関になればと思う部分もあるわけです。一方で〇〇委員や保護者の方々が不安に思われるように、なんせガイドラインですから、ここまではやってもらわないとせつかくの施設なのという気持ちもわかります。ここらあたりが、先ほど事務局が言われましたように、文字に表すのが非常に難しいと言われたような結果になるのかなと思います。それを踏まえた上で、改めて〇〇委員どう思われますか。

委員：二通りの考えがありまして、学校でもどこでもそうですが、ガイドラインに書いてない事はしないと言う方はいます。そこまでは踏み込まないという方がいます。反対に、全部細かく書いてしまうと創造性がなくなるということもわからなくはありません。全部一つ一つを書くのではなく、例えば児童発達に一番大事な事は何かと考えた時に、自分の中では母子関係が一番大事だと思った中で、この言葉(技術提供)が・・・、せつかく上が変わったのにと思いました。

委員長：この点に関しまして他の委員の皆さんはいかがですか。

委員：せつかく上に「・・・良好な親子関係を構築する・・・」と書いてもらっていますが、この文言が大事なのかなという気がしますので、これを入れ込んでもらうのはどうでしょうか。

事務局：現場では保護者の方に寄り添えるようにという事を随分言っております。やはり、そういう意味合いのものが入ってこないといけないのかと思います。ここら辺を入れていきたいという思いは現場にはあると思いますので、今言われた事は前向きに検討したいなと思っています。

委員長：〇〇委員、〇〇委員のご意見を基に、今事務局からのご発言がありました。P2の(2)の2のウに関する部分に関しまして、いわゆる前文と申しましょうか、(2)のすぐ下に追記された部分と合わせて、表現が難しい部分もあるかもしれませんが、事務局では再検討をよろしくお願い致します。

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委員：先ほど重症心身の文言がなくなったと言われましたが、どうして消えたのでしょうか。ここに重症心身と載っているのと載っていないのでは、預ける側としては逃げ道がどこかにないですかという気になります。載っていると、ここにいけるといふ安心感が持てますが、載っていないと「ないでしょう」という事にもなりかねません。やはりどの子も入れて欲しいと思います。それを載せるのがいいのか載せないのがいいのかは先ほどからの話にも関係してき

ますが、私は載っていないと逃げられた時にはどうしようもないと思いますので、私は入れてほしいと思います。どの子も受け入れるというという表現を何処かに入れてほしいと思います。

委員長：今の意見は、前回保護者の方からもご意見があったかと思いますが、この点につきまして事務局いかがでしょうか。

事務局：その言葉をどこに入れるかという事では痛し痒しの部分なのです。重症心身についてどこそこの事業に入れるかというよりは、施設全体(館全体)に重症心身のことがないといけないという考え方に整理してしまうと、P1の2の運営目的のところに、「心身の発達の程度に関わらず」という文章を入れてしまうことによってそれが全部カバーできるかと、今考えつつあります。明らかに重度心身障がいの子ども達がここに入った場合(仮に想定した場合)、それにこだわる必要はありません。むしろ全部であるという考えをもってくると、障がいの程度に関わりはないという事を入れることでそういう理解ができるかと思えます。

委員：重度と書いてあると親としては引いてしまう部分も多少あると思うので、特に小さい子はそう思うと思いますので、「程度に関わらず」でいい感じだと思います。

事務局：運営目的のところで事務局で考えます。

委員長：お手元の資料のP1の2総合支援施設の運営目的は、逆に第4回にすぐに修正されたところですが、この部分を改めて見直すということです。次回まで再再修正案の提案をよろしくお願いします。失礼しました。先ほど〇〇委員が言われましたような意見を2に加筆するという事でよろしいでしょうか。はい、ではP1の2の修正案を事務局はよろしくお願い致します。他にございませんでしょうか。

委員：最初の訂正で、児童発達の下線が変わっていないので訂正をお願いしますとありましたが、そこに関して、確か就学前の子どもは母子分離でもいいけど、就園は1歳でも2歳でも就園する前になる場合があるので、そういう場合はどうするのかと前回にも意見があったかと思えます。これはガイドラインとは離れてしまいましたが、離れるような離れないような、就園が入っているか入っていないかでは話が違うのではないかというご意見が確かあったかと思えますが、その結果はどうなったかという事が聞きたいです。例えば、1歳でも2歳児に入りますよね。それで母子分離をしちゃうのはどうかなと思います。話が戻るのですが、3歳で母子分離はどうかという話もあったかと思えます。確かそこがひっかかるといったご意見が出ていたと思います。もちかえっていただいたかどうかはわかりませんが・・・それで文言が変わっていないのはどういう事なのかと思い再質問しました。

委員長：〇〇委員から、前回〇〇委員から母子分離に関してご発言があつて、その中で取り上げられた内容だったかと思います。P3 のアのところ、下線が引いてあるところですが(前回と変わっていないのですが)、時間の区切り目といいでしょうか、これにつきまして事務局いかがでしょうか。

事務局：現状を申し上げますと、親としては自分の子どもが4月から就園するという時、一人でどういう形で居る事が出来るのか見たいという希望があります。2月、3月をそういう時期にしているのですが、2月3月になりますと、公平になるように順番に職員が1対1でその子に付きます。親はガラスの向こう側から見ています。はじめは15分くらいから始めて順番に段階をおっていきます。そういったお母さん達の希望がありますので、2歳であろうと分離をやっていききたいと現場では思っています。このまま入れていききたいと思っています。

委員：質問ですが、分離が1対1で出来る様な配置をするということですね。

事務局：もちろんそうです。

委員：他で分離をすると先生が少なくなったということが昔ありました。分離をしても他の子が十分なだけの職員配置を考えた上でされるということですね。

事務局：逆に申し上げますと、職員のはり付けが出来る日しか分離をしないということになります。今の状況でいきますと・・・例えば、音楽あそびですと一人リーダーがいて子どもさんの人数によっては補助が一人二人でいい場合があります。事業にもよりますが、分離が出来る事業とそうでないものがあります。それから、職員が付ける日と付けない日がありますので、付ける日には出来るだけ一人でも二人でも多く分離をするという形で、付けない日は付けないという形になります。職員数に応じて分離する人数を決めていくといった形になります。そういった形で分離を進めていききたいと思っています。

委員：ありがとうございます。後は、運営のほうになりますので、その時に言わせてもらいます。

委員長：ではガイドラインとしましては、P2～P3にかけて書いてあります留意事項の文言は変えないという事で進めたいと思います。他にございませんでしょうか。

委員：「就学後の者・・・」についてですが、ここに書かれている事は、就学をしていた時のカルテなり何なりを、本人或いは家族の同意を得て他の事業所と連携を取り情報提供をするとありますが、就学後の人に関してはその程度であると理解してよろしいのでしょうか。

事務局：今言われた事で大体当りです。そのとおりでいいと思います。基本的には通所していた児童の情報は蓄積されていきますので、その中から必要とす

る部分を、親御さんの同意を得て、或いは本人の意思表示(子どもはその子の意見)を聞きながら次のステップに提供をしていくということです。ただし、それは福祉的支援のみという言い方しか出来ないということです。

委員：私の会(松阪市肢体不自由児者父母の会)の方で、体の不自由な人とか発達障がいの人とかもそうなのですが、日常的にしなければならない訓練を一生懸命しているのですが、その訓練場所というのがなかなか確保できない状況にあります。そんな時に、貸し館という形で利用させてもらうということはできないでしょうか。

事務局：貸し館については、実は当初から保護者の立場でそういうグループを編成した場合には開館時間内であれば貸す事が出来るのではないかとという考え方をもっています。例えば療育センターにも親の会がありますが、ガイドラインには前は書いておりましたが修正を加えております。P5に総合支援施設保護者会(仮称)と非常に固い表現で書いておりますが、そういう保護者会からこういう目的で(訓練で)貸してくださいというのであれば多目的室等を貸す事が出来るのではないかと今考えています。ただこれからの話ですけども・・・。目的は必ず療育・訓練ということでいかないと困りますが、保護者の参加する考え方も一方でありますので、別メニューで考える必要性も出てきます。別格で考えていただいたほうがいいのではないかと思います。貸し館に関しては大丈夫だと思います。

委員長：〇〇委員よろしいでしょうか。他にご意見ございませんでしょうか。

委員：質問ではありませんが、先ほど出ていたキに「・・・福祉的支援情報のみである。」とありますが、この福祉的支援情報とはどういう事なのか教えていただけないでしょうか。

事務局：福祉的支援情報というのはなかなか聞きなれない言葉で、むしろここで造ったような言葉ですが、情報提供の中では「この子のお母さんは〇〇出身」等住基情動的なもの、住民情動的なものも含まれるおそれもあります。ですから、それは関係ありませんという考え方は。例えば、福祉制度を適用して補装具を作りましたというのであれば、親の同意を得た上で、〇〇頃〇〇会社で作られ〇〇で補修もされていますといった情報が提供されます。福祉の制度を使ってこの家庭は今支えられていますというのであれば、ヘルパーを週1回使っていますとかいった程度の情報提供です。例えば、成年後見人が出てくる事があるかもしれません。(年齢が高ければ・・・) 親が成年後見を受けていて、その子どもが療育を受けている場合もケースとしては考えられます。そういう場合は、制度としては受けていますがその内容は伝えられませんという形になります。それを知りたければそちらの係りに回ってくださいという形になります。そういう制限がかかります。それが正しいのかどうか、出来るだけこの施

設に関わらない部分の制度のことまでは、知っているから情報提供するということは避けたい、制限したいという考えです。

委員長：〇〇委員よろしいでしょうか。せっかく出された話題ですから、今のことについて私から追加質問をしたいと思います。前回情報提供に関連して〇〇委員から、保護者同士の情報交換ですとか後方支援のあり方についてご意見がありました。このあたりの扱いをどういう風にお考えなのかお聞かせ願えないでしょうか。

事務局：就学後の後方支援の考え方ですが、その子どもたちに総合支援施設が持っている力をできるだけ提供していこうということが元々の発想です。どんな子どもにも途切れのない支援を、途切れのない支援を受けながら生活していくという基本理念がありますから、その基本理念をきちんと守っていくというあり方をベースに業務を進めていく事が大事だと考えています。ですから、先ほど申し上げた福祉的情報提供についてはそういうことがあって、この施設が担当をしていない部分にまでは手を出す必要はないという考え方です。もう少し突き詰めていきますと、責任を持った支援をするべきだという考え方です。責任のない話は止めておきましょうという事です。ガイドラインには相談支援事業部門に入れてありますが、これからもっと細かい部分に担当部局と協議して入っていきますので、その辺で幾つかの制限は出てくるかと考えています。ですから、親の同意が得られれば何でも言ってもいいという発想は持っておりません。後のリスクが大きいということを考えています。ただ、同じテーブルに第三者の機関が入って、どうしてもその情報を出さないと前に進まないということもありうるかと思えます。そういう場合は、保護者の同意(本当にいいですか)と確認をしたうえで出すかもしれませんが、考え方は先ほど申し上げたとおりです。

委員長：よくわかりました。他にガイドラインにつきましてご意見ございましたでしょうか。

委員：先ほど〇〇委員が言っていた内容にもう一度戻って申し訳ありませんが、通園、通所形態のことです。(2)の5のアに書かれていることですが、気になっている事があります。就学のことと就園のことが同等になっている気がします。これでは同じ感じにとられるのですが、就学前と就園前では意味合いが大分違うと思います。就学前は学校なので必要な気がします。就園前はそんなに必要なのかなと若干思っています。そこを、ちょっと見たいという程度で同じようにするのではなく、付け加えるという形で就園をもつてくるとか、同じ扱いにすると就園前でも「できるんでしょ」ということになってきますので、就学前と就園前では意味合いが違うところを、もう少し違う形で文章を表現にしていきたいと思います。

事務局：実態を申し上げますと、母子分離で対応する子どもは全てが就園前の子どもなのです。どうしてかという、今のところ通所されている子どもは3歳～4歳で保育園や幼稚園に入園されています。もちろん入園をされない方もいますが、結局は就園する子どもが多いわけです。就学の場合は例えば特別支援学校と一緒に見学に行ったりとか地域の学校にご指導させてもらったりだとか、そういった形のものになってきます。今のところは、母子分離はほとんど就園前の子どもになっています。そのへんが、同じ扱いでもいいのではないかと思ったところです。

委員長：今の事務局からの説明で〇〇委員いかがでしょうか。

委員：私は1歳2歳3歳ぐらいはいらぬのではないかと思います。療育センターで離れた様子を見るよりも、むしろ保育園とのかかわりの中で合わせていくほうが大事なのではないかと思ひます。

委員：多分それが全てだと思ひます。学校に入つた子どもも、学校に預けて、終わった後は放課後デイに預かってもらう等随分便利になつたと思ひますが、便利になるのはすごくありがたいのですが、手を差し伸べていただひてかゆい所に手が届いたがゆえの弊害も実はあつたりします。卒業してから自分の所に戻つてきた時に、親が一番自分の子どものことを知らないということがありがちではあります。もちろん就労形態ですとか他の人の手を借りながら自立をしていくことはいいことなのですが、先ほども申しましたが、子どもを育てるには覚悟があるのです。ある意味逃げを作らない方が、みんなで育てていってもらう安心感もありながら子どもをみるという必要性の上に立つた中での母子分離だと思ひますが、そこを、例えば最近学校でも保護者の話を良く聞いていただけます。学校でも先生からヨイショしてもらうこともありますが、そういうのではなく一緒に育ていく中で、この子についてははつきり言つて親が誰よりも一番知つてゐるけれども、障がいについてとか多角的な捉え方とかは先生から教えていただくこともたくさん欲しいと思ひます。逆に、昔の先生には良く叱つてもらつたというところがあるのですが、こんな所はあかんやんかというところが欲しいのですが、今はうすいのかなと思ひます。私も自分が学校に行つていてしないでもありません。確かに気持ちいいしありがたいのですが、スタッフや職員がそういう事をお母さんに言ひつつ分離も入れていくと成功するのではないのでしょうか。今就園だから1歳でも2歳でも何回か入れていこうかという、いない時に慣れてしまひます。大変なので「してくれるんだ」という思ひの親御さんが出てくるのも無きにしも非ずなのです。そういう時にどこが歯止めをかけて「おかあさん・・・」と言ひえるか、これも職員の資質だと思ひますが、そういうところを私たちは心配してゐます。結局、子どもの成長を見た時に絶対に中・高で荒れてきた時に(問題が出てきた時に)親がしんどい

思いをしているのをたくさん見てきています。親御さんの心配される面もよくわかります。私の子どもは〇〇保育園に行きましたが、例えば〇〇保育園に月に1回でも来ていいよと言われた時にそこについていって様子を見るとかだつたらいいと思います。先生方にもわかっていただきたいし、今の若い親御さんにもわかっていただきたいと思います。

委員：甘やかしたらあかんということですね。

委員：お話を聞きながら、ある訓練士の事を思い出していました。お母さんが変わってきているという事は確かにあるようです。15年前のお母さんは、子どもを自分の手から離す事は全く考えていませんでした。何か一緒にやってくんだ、やっていこうという気持ちがとてもありました。今のお母さんは預けたがる傾向が強いという心配があります。今実際に分離をしているのに、新しい施設になったら止めますというのなかなか難しいだろうと思います。就園が決まったからといってバツとスタートするのではなく、4月から入園をするのであれば3月或いは2月からそういう日を作り、お母さんは隣の部屋で待機しているといった感じの分離にしないと、分離をして訓練をしている施設もありますが、そこに通いつめてしまうことになってはいけないと思いますので、分離が売りのセンターになってはいけないと思います。ここというよりは運営管理になってくるとと思いますが、少し工夫をしていただかないと、分離をしてくれる所があるという情報は結構広まります。そこに殺到してしまいます。やはり、市が立てる施設がそれではどうかなと思いますので検討をしていただけたらと思います。

事務局：そのへんは肝に銘じて、職員としっかりあたっていきたいと思いますので参考にさせていただきます。ありがとうございました。

委員長：今出ていた話に関連すると思いますが、この施設は人材育成の場でもあるということで、まさに今後こういう施設等で療育にあたる人たちを育てる場でもありますので、ぜひ、そういったところもきちんと分かった(認識した)若い世代の育成を考慮していただきたいと思います。一方で、〇〇委員が言われた、就園と就学をほぼ同列に使った記述になっているということについて、ガイドラインとしては現状のままでもよろしいでしょうか。

委員：若干違う気はしますが、そこまで拘らなくていいのか変えていただいた方がいいのか…。基本的に母子分離はしてほしいです。就学前とかには…。でも「・・・保護者と協議し、」とありますので、そこらできちんと園側がいえる立場になっていけばいいのかなと思います。そこが押されていく感じだとあれですが、協議のところできちんと考えを持って伝えられればいいと思います。

委員長：「保護者と協議し、」の所に期待するというので、ガイドラインの記

述としては現状のままということを進めたいと思います。他にございませんでしょうか。では私の方から、これは前回言ったかも知れませんが、非常に細かい事ですが聞かせていただきたいと思います。ガイドラインの記述にいわゆる新しい療育センターに関して、通園、通所、会館と、園・所・館と混ざっていますが、このあたりを統一される気持ちはありますか。なければないで意味が通ればいいとは思いますが、いかがでしょうか。

事務局：統一する方向で考えます。ただ会館とは館全体のことで、事業ではありませんので、事業はやっていませんでも会館という考えはひとつあります。通園というのは、就学前の子ども達を考えると通園が良く合います。就学前の子ども達には通園というよりは通所の方が良く合います。誠にこちらの勝手な解釈なのですが、統一化する方向で考えます。ただ会館とその他の言葉を一緒にすることは難しいと思います。それだけご了解いただければと思います。

委員長：ではよろしくをお願いします。他にございませんでしょうか。

事務局：先ほどの母子分離の話ですが、元々この施設を利用するにあたっては、児童発達支援とか放課後等デイサービスは基本的には必ず計画を組まないといけない制度になっています。そうしますと P2 に 3 計画的なサービス提供の実施とありますが、この部分がかかなり大切になってくるかと今思っています。「通所利用児童に対するサービス提供は、個々の対象児童の利用目的を把握し、」とあります。目的を把握しないと分離が出来ないわけですから、この部分と、あと「利用期間の設定、当該児童の特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などをはかるための個別支援計画を策定し、必要に応じて変更するものとする。」とありますので、これを全面的にやらないと全ての療育、訓練は組み立てられないことになっています。そのへんを職員がしっかり認識しないといけないというのはそうだと思います。例えば 2 月 3 月頃に分離して、幼稚園に行く前に様子をみましょうということで親御さんが同意されればそういう事になります。そのことについては、ここをキーにして、その後就学期に入ってもその事は生きてきますので、そのことをしっかりと職員に認識をしてもらうことは考えられるかと思えます。特にガイドラインの中では P7 に大きく書いています。5 職員体制及び業務推進に書いてありますので、これを梃にさらに推進していくという事は考えられるかと思えます。補足です。

委員長：先ほどの〇〇委員や〇〇委員のご意見に関連して、保護者との協議であるとか個別支援計画の策定、さらには P7 の業務推進の部分において、充分配慮して運営していくといった説明でした。他よろしいでしょうか。本日、再びガイドラインについて幾つかの修正がありましたが、そちらの方は資料が出来次第事務局から皆さんへ送っていただきたいと思いますのでよろしくお願

い致します。

4. その他

(1) 次回検討委員会の日程について

日時：平成27年 4月 日(木) 13時30分～15時30分(予定)

場所：松阪市役所

委員長：続きまして、事項書の4 その他について事務局よろしくお願ひ致します。

《事務局より概要説明》

日程については調整中で、後日各委員には連絡をさせていただきます。

委員長：その他について、この際ですから委員の皆さんから何かありましたら
いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

次回の検討委員会は年度初めでご多用の事と思いますがぜひご参集をお願い
したいと思います。ありがとうございました。